

事 務 連 絡
令和 7 年 11 月 20 日

(別記) 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」
における別枠品の考え方について

平素より、医療用医薬品の流通改善に御理解及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」(以下、「流通改善ガイドライン」という。)においては、「原則として全ての品目について単品単価交渉とする」という考え方は維持しつつ、「医薬品の安定供給を確保する観点から、特に医療上の必要性の高い医薬品として、基礎的医薬品、安定確保医薬品(カテゴリ A)、不採算品再算定品、血液製剤、麻薬、覚醒剤及び覚醒剤原料については、価格交渉の段階から別枠とし、個々の医薬品の価値を踏まえた単品単価交渉とすること」とされています。

今般、令和 7 年 5 月に公布された医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 37 号。以下「改正法」という。)において、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)が改正され、安定的な供給の確保を図る必要性が高い医薬品を「供給確保医薬品」として、中でも特にその必要性が高い医薬品を「重要供給確保医薬品」として、厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて指定することとされたところです。

これを受け、令和 7 年 8 月 27 日及び 10 月 27 日に開催された厚生科学審議会医療用医薬品迅速・安定供給部会において、安定確保医薬品の見直しが行われ、見直し後の安定確保医薬品は「供給確保医薬品」として、その中でもカテゴリ A 及び B に属する医薬品を「重要供給確保医薬品」として指定することとなりました。具体的に指定する医薬品については、医療法第三十七条第四項及び第三十八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する供給確保医薬品及び重要供給確保医薬品(令和 7 年厚生労働省告示第 292 号)により同年 11 月 10 日に告示し、11 月 20 日から適用することとしています。

現在、上記の改正法の施行に伴い、流通改善ガイドライン上の安定確保医薬品カテゴリ A の別枠品としての取扱いについては、医療用医薬品の流通改善に関する懇談会において議論が行われており、議論の結果を踏まえ、今後、次期薬価改定後の取引交渉を見据えて流通改善ガイドラインを改訂する予定です。

については、本日から流通改善ガイドラインが改訂されるまでの期間においては、年度途中に取扱いを変更することによる流通関係者への影響を鑑み、従前のとおり（見直し前の安定確保医薬品カテゴリ A を対象）としますので、貴団体会員等に対して周知をお願いいたします。

公益社団法人 日本医師会
 公益社団法人 日本歯科医師会
 公益社団法人 日本薬剤師会
 一般社団法人 日本病院薬剤師会
 一般社団法人 日本保険薬局協会
 公益社団法人 日本看護協会
 公益社団法人 日本助産師会
 公益社団法人 日本臨床工学技士会
 一般社団法人 日本医療法人協会
 公益社団法人 全日本病院協会
 公益社団法人 全国自治体病院協議会
 公益社団法人 日本精神科病院協会
 一般社団法人 日本病院会
 一般社団法人 日本私立医科大学協会
 一般社団法人 日本私立歯科大学協会
 一般社団法人 国立大学付属病院長会議
 公益社団法人 全国国民健康保険診療施設協議会
 一般社団法人 全国公私病院連盟
 社会福祉法人 恩賜財団済生会
 日本赤十字社
 国家公務員共済組合連合会
 社会福祉法人 北海道社会事業協会
 全国厚生農業協同組合連合会
 健康保険組合連合会
 独立行政法人 国立病院機構
 独立行政法人 労働者健康安全機構
 独立行政法人 地域医療機能推進機構
 宮内庁長官官房秘書課
 法務省矯正局
 文部科学省高等教育局
 総務省自治行政局公務員部
 防衛省人事教育局
 国立健康危機管理研究機構
 国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
 国立研究開発法人 国立がん研究センター
 国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
 国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
 国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
 一般社団法人 日本歯科商工協会
 日本製薬団体連合会
 日本製薬工業協会
 米国研究製薬工業協会
 欧州製薬団体連合会
 一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会
 一般社団法人 日本ジェネリック医薬品流通協会